唐津労働基準監督署ＮＥＷＳ

令和８年10月２日（金）に、唐津市文化体育館にて、「佐賀県産業安全衛生大会」が開催され（主催：一般社団法人佐賀県労働基準協会、主唱：佐賀労働局）、唐津労働基準監督署管内の事業場である『**ポラテック九州株式会社佐賀工場**』様が佐賀労働局長**優良賞**を、『**日本建設技術株式会社**』様が佐賀労働局長**奨励賞**を受賞されました。

日頃から、職場の安全衛生活動に真摯に取り組み、労働災害の減少を図られたことが、他の模範と認められ、今回の受賞に至ったものです。

本当におめでとうございます。引き続き、安全衛生水準に向上に取り組まれ、ますます他の模範となっていただくことを期待しております。

また、『**宮島醤油株式会社** 常務取締役 管理本部 本部長　宮島　仁』様が「一般社団法人佐賀県労働基準協会長 安全衛生優良者賞」を受賞されています。

こちらも本当におめでとうございます。

【表彰式の様子】

詳細はコチラ➡

受賞者を代表して謝辞を述べられるポラテック九州株式会社 佐賀工場 取締役 工場長　赤塚英之 様

【受賞事業場コメント】

この度は佐賀労働局長表彰「優良賞」という栄誉ある賞をいただき、大変光栄に存じます。これもひとえに、日頃より温かく支えてくださる皆様のご指導の賜物です。今回の受賞を励みに、今後も全社一丸となって、さらなる安全衛生水準の向上と快適な職場環境づくりに努め、地域社会に貢献してまいります。

田之上佐賀労働局長から表彰状を受け取られる日本建設技術株式会社　代表取締役　中村宣彦 様（写真右）

【受賞事業場コメント】

この度はたいへん栄誉ある賞を賜り、心より御礼申し上げます。これまでの安全に対する取り組みを評価していただいた事と日頃の労働安全に対するご指導に感謝申し上げます。「労働災害ゼロ」は当社の掲げる目標であり、社員一人ひとりが毎日、無事に家に帰り、また次の日も元気に仕事ができるようにこれからも日々の取り組みに努めてまいります。

厚生労働省労働基準局長による無災害記録証及び建設事業無災害表彰制度もございます。お気軽に唐津労働基準監督署までご相談ください（担当：安全衛生課、℡0955-73-2179）。

詳細はコチラ➡

唐津労働基準監督署からのお願い

化学物質との接触による労働災害を防ぎましょう！

職場における化学物質の取扱いのルールについては、労働安全衛生法が改正され、事業者が化学物質を**自律的に管理**する制度が令和６年４月から全面的に施行されています。具体的には①ラベルやSDS（安全データシート）で化学物質の危険性・有害性を把握する（対象になる化学物質は令和８年４月時点で約2,300物質、今後も追加予定）、②「**化学物質管理責任者**」を選任する、③リスクアセスメントを実施する、④リスクアセスメントの結果に基づき化学物質からのばく露防止対策を講じる、⑤リスクアセスメントの結果に基づき保護具を使用させるときは「**保護具着用管理責任者**」を選任して保護具を適正に使用させるということが重要です。

また、皮膚や眼に化学熱傷などの障害を与えたり、皮膚から吸収されて健康障害を生じさせるような化学物質（令和７年10月10日時点で約1,200物質）を取り扱う業務に労働者を従事させる場合は、不浸透性保護手袋や履物、保護眼鏡などの保護具を使用させなければならず（労働安全衛生規則第594条の２、上述③のリスクアセスメントの結果よりも優先されます。）、また、それ以外の物質の取扱いについても、明らかに健康障害を起こすおそれがないものを除き、労働者に保護具を着用させるよう努力しなければなりません（同第594条の３）。

そのほか、雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性について教育を実施しなければなりません。

上述の内容は、業種を問わず、化学物質を取り扱う全ての事業場において取り組むべき内容ですが、唐津労働基準監督署管内では、保護具の不使用により化学物質に接触して被災したと思われる労働災害が複数件発生しており、事業者、労働者のいずれも化学物質の危険有害性に対する理解や対策が不足していることが懸念されます。

【令和８年４～７月に唐津労働基準監督署管内で発生した化学物質による労働災害の概要】

業種	化学物質	傷病名	発生状況（労災保険の給付請求書の発生状況を基に記載）
建設業	水酸化カルシウム（推定）	化学熱傷	型枠に生コンクリートを流し込んでいたところ、降雨により着用してた革手袋に生コンクリートが染み込んだもの。
食料品製造業	水酸化ナトリウム等	化学熱傷	配管内を洗浄殺菌するためのアルカリ洗剤の濃度が薄くなったため、薬剤をタンク内に投入しようとしたところ、跳ねた洗剤が手首と大腿部にかかったもの。
小売業	水酸化ナトリウム	接触皮膚炎	ハム・ソーセージ製造用のスモークハウス内部を洗浄機を用いて洗浄作業を行っていたが、泡の出が悪くなったため、洗浄機のポンプの蓋を開けたところ、泡状の洗剤が噴出し、顔面に付着したもの。
林業	カーバム	化学熱傷	枯松病害虫駆除作業のため、伐倒木のくん蒸シート内に薬剤を注入していたところ、シートの外に流れ出た薬剤が足に付着したもの。
食料品製造業	カプサイシン	接触皮膚炎	商品サンプルを作るため配合原料の唐辛子エキスを計量していた際に、当該原料に手が触れ、さらにその手で口の周りに触れたもの。

【ポイント】

1　ラベル・SDSに以下の**GHS絵表示**があるものは保護具を着用

腐食性（皮膚や眼を損傷）

保護衣
手袋
眼鏡

どくろ（生命の危険）

マスク
手袋
保護衣

健康有害性（発がん性等）

マスク
手袋
保護衣

感嘆符（刺激）

保護具

化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材

2　保護具は不浸透性（一定時間化学物質の透過・浸透を防ぐもの）で、隙間を生じさせないもの

（例）

ゴグル型保護眼鏡

手袋（化学防護手袋）＋アームカバー

ガウン（左）
エプロン（右）

（出典）皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（厚生労働省）

お問合せ先

唐津労働基準監督署　安全衛生課

TEL：0955-73-2179　受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

Safe work KARATSU

（2026.10）